

(地域競争力強化支援室及び観光地経営推進官)

第五条 観光地域振興課に、地域競争力強化支援室及び観光地経営推進官一人を置く。

2 地域競争力強化支援室は、観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する事務のうち、地域の競争力を強化するための国際競争力の高い魅力

(地域競争力強化支援室)

第五条 観光地域振興課に、地域競争力強化支援室を置く。

2 地域競争力強化支援室は、観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する事務のうち、地域の競争力を強化するための国際競争力の高い魅力

ある観光地の形成に資する取組みに対する支援に関する事務(観光地経営推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
4³ 観光地経営推進官は、観光地及び観光施設の経営に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

ある観光地の形成に資する取組みに対する支援に関する事務をつかさどる。
3 (略) (新設)

附則 この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

○国土交通省令第四十二号

タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第四十三条第四項の規定に基づき、タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十九年六月三十日

タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令

タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和四十五年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

第五条 (登録事項の変更等の届出) (略)

2 前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。

第五条 (登録事項の変更等の届出) (略)

2 前項の届出書を提出する場合には、次の表の上欄に掲げる届出をすべき場合の区分に従い、同表の中欄に掲げる書面を、同表の下欄に定めるところにより、添付し、又は提示しなければならない。

届出をすべき場合	書面	添付又は提示の別
一 一三 (略)	(略)	(略)
四 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項又は第百三条の二第一項の規定に基づき運転免許の効力が停止されたことにより法第七条第一項第一号に該当することとなつたとき。	運転免許停止処分通知書又は仮停止処分通知書	提示

届出をすべき場合	書面	添付又は提示の別
一 一三 (略)	(略)	(略)
四 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十条第四項、第百三条第二項若しくは第四項又は第百三条の二第一項の規定に基づき運転免許の効力が停止されたことにより法第七条第一項第一号に該当することとなつたとき。	運転免許停止処分通知書又は仮停止処分通知書	提示

(登録の効力の停止)

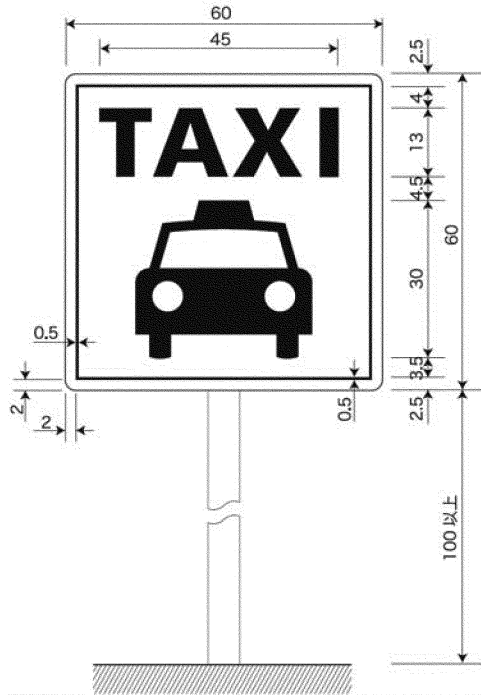
第九条 法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める事由は、道路交通法第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項又は第百三条の二第一項の規定に基づき、登録運転者の運転免許の効力が四十日未満の期間を定めて停止されたこととする。

(登録の効力の停止)

第九条 法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める事由は、道路交通法第九十条第四項、第百三条第二項若しくは第四項又は第百三条の二第一項の規定に基づき、登録運転者の運転免許の効力が四十日未満の期間を定めて停止されたこととする。

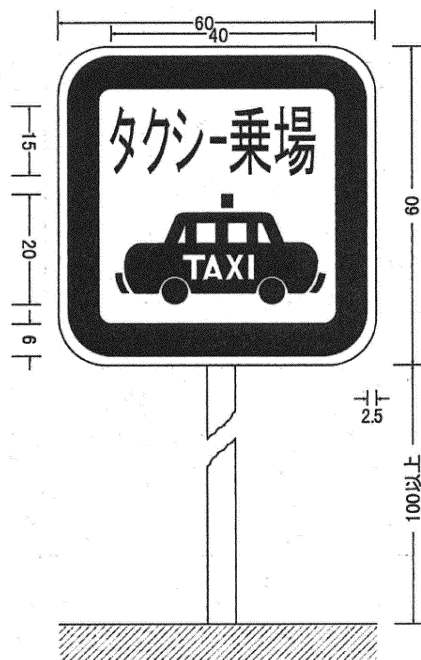
国土交通大臣 石井 啓一

第十一号様式

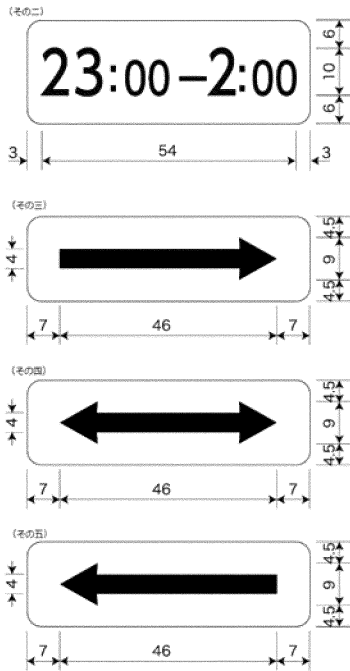


- 注 (1) 文字、記号及び縁線は、黒色とし、縁及び地は、白色とする。ただし、標識を灯火により表示する場合においては、文字、記号及び縁線は、白色とし、縁及び地は、黒色とすることができる。
- (2) 寸法の単位は、センチメートルとする。
- (3) 標識の寸法は、道路の設計速度、道路の形状、交通の状況又は設置場所周辺の実情を考慮し、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は容易に視認できる範囲において、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

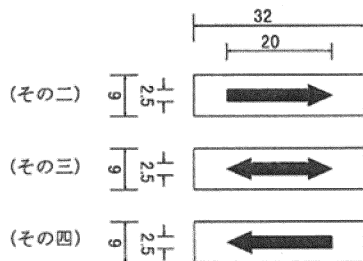
第十一号様式



- 注 (1) 文字及び記号は、黒色とし、わくは、緑色とし、縁及び地は、白色とする。
- (2) 寸法の単位は、センチメートルとする。



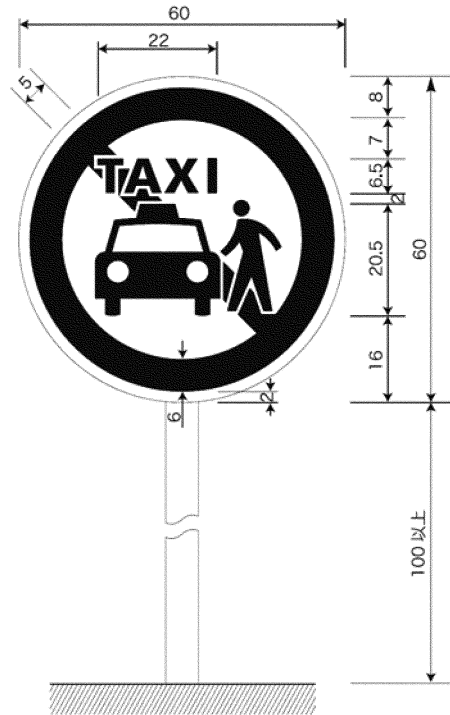
- 注 (1) (その二)の図示の数字は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する時間の例示とし、図示の「23:00-2:00」は、23時から2時までであることを示す。
- (2) (その三)及び(その五)の矢印の方向は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区の内側を示す。
- (3) (その四)は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区内であることを示す。
- (4) (その一)の文字及び記号は、青色とし、枠及び斜めの帯は、赤色とし、縁及び地は白色とする。
- (5) (その二)の数字及び記号は、黒色とし、地は白色とする。
- (6) (その三)、(その四)及び(その五)の記号は赤色とし、地は白色とする。
- (7) 寸法の単位は、センチメートルとする。
- (8) (その二)から(その五)までは、(その一)の柱の部分に取り付ける。
- (9) (その一)について、標識の寸法は、道路の設計速度、道路の形状、交通の状況又は設置場所周辺の実情を考慮し、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は容易に視認できる範囲において、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。
- (10) (その二)から(その五)までについて、(9)の規定による(その一)の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。



- 注 (1) (その一)の図示の数字は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する時間の例示とし、図示の「23-2」は、23時から2時までであることを示す。
- (2) (その二)及び(その四)の矢印の方向は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区の内側を示す。
- (3) (その三)は、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区内であることを示す。
- (4) (その一)の文字及び記号は、青色とし、わく及び斜めの帯は、赤色とし、縁及び地は白色とする。
- (5) (その二)、(その三)及び(その四)の記号は赤色とし、地は白色とする。
- (6) 寸法の単位は、センチメートルとする。
- (7) (その二)、(その三)及び(その四)は、(その一)の柱の部分に取り付ける。

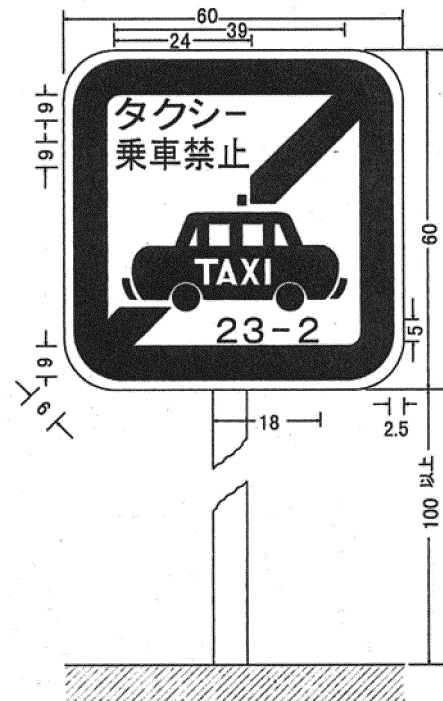
第十二号様式

(その一)



第十二号様式

(その一)



- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (標識に関する経過措置)
この省令の施行の際現に改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第十一号様式及び第十二号様式により設置されている標識は、当分の間、改正後のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第十一号様式及び第十二号様式による標識とみなす。

規 則

○原子力規制委員会規則第七号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第六項並びに第二十一条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。
- 二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。
- 三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。
- 四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。
- 五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。